写

事　務　連　絡
令和７年６月 23 日

各　都　道　府　県
　　大気汚染防止法政令市　石綿飛散防止対策主管課　御中

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について（依頼）

平素より石綿飛散防止対策の推進にご尽力いただき御礼申し上げます。

令和５年６月23日付け環水大大発第2306231号で通知したとおり、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和５年環境省令第10号）等の施行により、一部の工作物については、令和８年１月１日以降着工の工事から工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが義務付けられます。

このたび、関係団体等に対して、別添のとおり工作物の事前調査における調査者制度等の周知について依頼したところです。

つきましては、貴課におかれても制度周知への協力及び事業者への適切な指導をお願いします。

担当 環境省水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室
中澤、桑原、伊藤、長濱、下田
TEL：03-5521-8293（直通）
E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp

事　務　連　絡
令和７年６月２３日

関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室長

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について（依頼）

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）することが事業者に義務付けられています。

こうした中、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第２号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和５年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和８年１月１日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者に義務付けられます（同封のリーフレット参照）。

これに伴い、関係事業者においては、工作物の事前調査の的確な実施に向けて、工作物石綿事前調査者の確保・育成等、計画的な準備が必要となります（工作物の種類ごとに必要な調査者の資格は別添１のとおり）。

また、一定規模以上の建築物及び工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者に義務付けられており、引き続き、同報告の徹底していただくことが必要です。

貴団体におかれましては、傘下の会員に対し、下記の事項について周知していただきますようお願いいたします。

記

第１　工作物石綿事前調査者制度について

１　施行までの期間における工作物石綿事前調査者の確保・育成

（１）事前調査の実施に必要な工作物石綿事前調査者を確保すること。なお、今後、工作物石綿事前調査者の講習申込みが殺到することが想定されるため、講習の申込みは計画的にお願いしたいこと。

（２）工作物石綿事前調査者等の講習を実施する機関や受講資格等は「石綿総合情報ポータル

サイト（https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/　又は QR コード）」に掲載されていること。

2　各事業者において、事前調査実施方法についてのマニュアル、手順書、社内規定等を整備している場合には、法令改正の内容を踏まえ、必要に応じて工作物事前調査に係る見直し等を行うこと。

第２　事前調査結果の労働基準監督署及び都道府県等への報告の徹底について

1　規模に関わらず建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体又は改修の作業を行うときは、事前調査の実施が義務付けられているが、このうち、下表①～⑤に該当する工事については、事前調査の結果を労働基準監督署及び都道府県等に対して石綿事前調査結果報告システム（https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/　又は QR コード）によって報告する必要があること。

表　労働基準監督署及び都道府県等へ報告が必要な工事

①	建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計 80 ㎡以上）
②	建築物の改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
③	工作物【注１】の解体・改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
④	建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合であって、次のア又はイのいずれか１つでも該当する場合 ア　建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 ㎡以上 イ　建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額 100 万円以上（税込）
⑤	鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数 20 トン以上）【注２】

【注１】石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物（特定工作物）に限る

【注２】労働基準監督署のみに対して報告が必要。

2　事前調査の結果、石綿が使用されていないことが確認された場合であっても、上記１の表に該当する工事の場合は、労働基準監督署及び都道府県等に対して「石綿含有なし」の旨を報告する必要があること。

3　事前調査の実施は、文書確認及び目視確認による方法が原則であるところ、別添２の方法であれば、目視確認を省略できることになっている。目視確認省略の事前調査を実施した場合であっても、上記１の表に該当する工事の場合は、労働基準監督署及び都道府県等に対して「石綿含有なし」の旨を報告する必要があること。

事　務　連　絡
令和７年６月２３日

関係事業者　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長
環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室長

工作物の事前調査における調査者制度等の周知について（依頼）

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）することが事業者に義務付けられています。

こうした中、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第２号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和５年環境省令第 10 号）等の施行により、一部の工作物について、令和８年１月１日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者に義務付けられます（同封のリーフレット参照）。

これに伴い、関係事業者においては、工作物の事前調査の的確な実施に向けて、工作物石綿事前調査者の確保・育成等、計画的な準備が必要となります（工作物の種類ごとに必要な調査者の資格は別添１のとおり）。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者に義務付けられており、引き続き、同報告の徹底していただくことが必要です。

貴社におかれましては、協力会社等に対し、下記の事項について周知していただきますようお願いいたします。

記

第１　工作物石綿事前調査者制度について

１　施行までの期間における工作物石綿事前調査者の確保・育成

（１）事前調査の実施に必要な工作物石綿事前調査者を確保すること。なお、今後、工作物石綿事前調査者の講習申込みが殺到することが想定されるため、講習の申込みは計画的にお願いしたいこと。

（２）工作物石綿事前調査者等の講習を実施する機関や受講資格等は「石綿総合情報ポータル

サイト（https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/　又は QR コード）」に掲載されていること。

2　事前調査実施方法についてのマニュアル、手順書、社内規定等を既に整備している場合には、法令改正の内容を踏まえ、必要に応じて工作物事前調査に係る見直し等を行うこと。

第２　事前調査結果の労働基準監督署及び都道府県等への報告の徹底について

1　規模に関わらず建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体又は改修の作業を行うときは、事前調査の実施が義務付けられているが、このうち、下表①～⑤に該当する工事については、事前調査の結果を労働基準監督署及び都道府県等に対して石綿事前調査結果報告システム（https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/　又は QR コード）によって報告する必要があること。

表　労働基準監督署及び都道府県等へ報告が必要な工事

①	建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計 80 ㎡以上）
②	建築物の改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
③	工作物【注１】の解体・改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
④	建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合であって、次のア又はイのいずれか１つでも該当する場合 ア　建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 ㎡以上 イ　建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額 100 万円以上（税込）
⑤	鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数 20 トン以上）【注２】

【注１】石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物（特定工作物）に限る。

【注２】労働基準監督署のみに対して報告が必要。

2　事前調査の結果、石綿が使用されていないことが確認された場合であっても、上記１の表に該当する工事の場合は、労働基準監督署及び都道府県等に対して「石綿含有なし」の旨を報告する必要があること。

3　事前調査の実施は、文書確認及び目視確認による方法が原則であるところ、別添２の方法

であれば、目視確認を省略できることになっている。目視確認省略の事前調査を実施した場合であっても、上記１の表に該当する工事の場合は、労働基準監督署及び都道府県等に対して「石綿含有なし」の旨を報告する必要があること。

令和8年（2026年）1月1日以降着工の工事から、

一部の工作物の石綿事前調査には資格取得が必要になります！

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を**受講**して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も有資格者による調査の対象になります！

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事　など

※詳細は裏面をご確認ください。

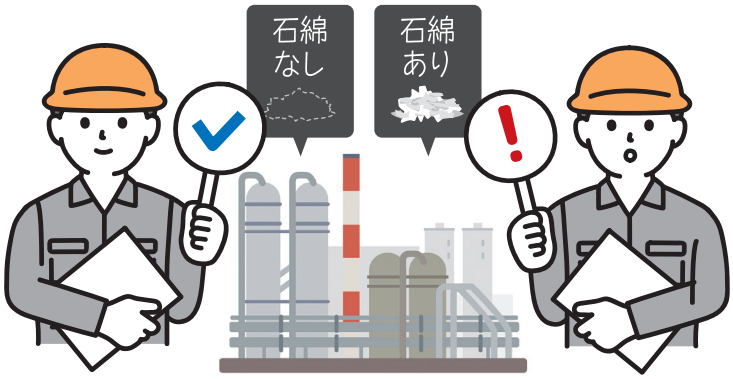

既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

ボイラー

圧力容器

プラント配管

貯蔵設備

発電設備

変電設備

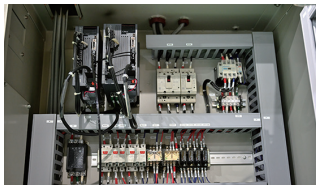
配電設備

送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは 法令違反 です！
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 反応槽
- ☐ 加熱炉
- ☐ ボイラー及び圧力容器
- ☐ 配管設備※1
- ☐ 焼却設備
- ☐ 貯蔵設備※2
- ☐ 発電設備※3
- ☐ 変電設備
- ☐ 配電設備
- ☐ 送電設備※4

いいえ

はい

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※5
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※6
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

工作物石綿事前調査者資格が必要

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっていても、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

- 工作物石綿事前調査者
- 一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
- 令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

のいずれかの資格が必要

いいえ

工作物石綿事前調査者資格は不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※１　建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※２　穀物を貯蔵するための設備を除く。
※３　太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※４　ケーブルを含む。
※５　建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※６　建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、

登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/

環境省 Ministry of the Environment

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

（R7.3）

（別添１）

対象工作物及び事前調査の資格

区　分	対象工作物	事前調査の資格（下記のいずれか）
特定工作物 <石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）> <大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号の規定に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年10月環境省告示第77号、一部改正 令和5年環境省告示第48号）>	① 反応槽	工作物石綿事前調査者
	② 加熱炉	
	③ ボイラー及び圧力容器	
	④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	
	⑤ 焼却設備	
	⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	
	⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）	
	⑧ 変電設備	
	⑨ 配電設備	
	⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	⑫ トンネルの天井板	
	⑬ プラットホームの上家	
	⑭ 遮音壁	
	⑮ 軽量盛土保護パネル	
	⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	
	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上記①～⑰以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業《塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。》に限って有資格者による事前調査が必要。	

（別添２）

文書及び目視両方による調査を必要としない事前調査について

	事前調査の対象	事前調査の実施方法
1	既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等	当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法
2	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶	当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法
3	建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）	当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
4	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であって、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
5	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
6	平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であって、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの	当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
7	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であって、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
8	平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であって、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの	当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法